

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

本件見積合わせに参加を希望する者は、本書記載事項、契約書案、広島法務局オープンカウンター方式実施要領を熟知の上、見積書を提出すること。

なお、本件は、電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) を利用することができる案件である。

おって、本書に従い提出する書類（誓約書、委任状、見積書、見積内訳書など）について、発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を明記した場合は、押印を省略して差し支えないものとする。

令和 8 年 9 月 1 7 日

支出負担行為担当官

広島法務局長 齊藤 雄一

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名

令和 8 年度広島法務局における健康診断実施委託契約

(2) 契約内容

契約書（案）及び仕様書のとおり

(3) 履行期限

別添仕様書のとおり

(4) 実施場所

別添仕様書のとおり

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）（以下「予決令」という。）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 7 0 条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C 又は D の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 医師免許を有する者又は医師免許を有する者が属する団体であること。
- (4) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為をする者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為をする者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をする者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為をする者
- (オ) その他前各号に準ずる行為をする者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒730-8536

広島市中区上八丁堀 6 番 30 号

広島合同庁舎 3 号館 3 階 広島法務局会計課施設係(担当 小田)

電話：082-228-5914

メールアドレス：t-oda8cr@moj.go.jp

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

本公示日から令和 8 年 9 月 2 8 日（月）まで、上記 3 の場所及び電子調達システムにおいて行う（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで）。

5 仕様等に関する質問について

別添 1 の要領によること。

6 事前の提出書類

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を各 1 部提出すること。

ア 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

イ 誓約書（別添 2 様式）

なお、本誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合は、その者が提出した見積書を無効とする。

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 2 8 日（月）午後 5 時 0 0 分

(3) 提出方法及び提出場所

前記 3 の場所に、以下のいずれかの方法により提出することとし、提出期限必着とする。

ア 持参

イ 郵送（簡易書留郵便等記録が残る方法による。）

ウ 電子メール

※事前提出書類は、電子調達システムにより提出することができないため留意すること。

7 見積書の提出期限、提出方法及び提出場所

(1) 提出期限及び提出場所

令和 8 年 9 月 2 8 日（月）午後 5 時 0 0 分

前記 3 の場所又は電子調達システム

(2) 提出方法

前記 3 の場所に、以下のいずれかの方法により提出することとし、提出

期限必着とする。

なお、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

おって、法人の代表者本人以外の者が見積書を作成するときは、委任状（別添 3 様式）を提出すること。

ア 持参

イ 郵送（簡易書留郵便等記録が残る方法による。）

ア又はイの方法で提出する場合、見積書は、封筒に入れて封印の上、提出することとし、見積書を入れた封筒の表面には、必ず、見積件名（「令和 8 年度広島法務局における健康診断実施委託契約」）及び見積者名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書きすること。

ウ 電子メール

件名は「令和 8 年度広島法務局における健康診断実施委託契約の見積書」とすること。

エ 電子調達システム

(3) 見積合わせの日時

令和 8 年 9 月 2 9 日（火） 午前 1 0 時 0 0 分

見積合わせは、非公開で実施する。

(4) 見積書に記載する見積価格及び電子調達システム上に入力する見積金額
広島法務局オープンカウンター方式実施要領第 4 条のとおりとする。ただし、本件においては、同条に定めるもののほか、以下のとおり取り扱うこと。

ア 電子調達システム以外で参加する者

見積書は、見積書記載例（別添 4 様式）を参考として、検査項目ごとの金額を記載し、消費税及び地方消費税を含めた総価を記載すること。

イ 電子調達システムにより参加する者

電子調達システム上に入力する見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない総価とすること。また、見積内訳書（別添 5 様式）を添付すること。

(5) 見積りの無効

広島法務局オープンカウンター方式実施要領第 6 条のとおりとする。

8 契約の相手方の決定

広島法務局オープンカウンター方式実施要領第 7 条のとおりとする。

9 契約の締結

広島法務局オープンカウンター方式実施要領第 8 条のとおりとする。

本件において、契約の相手方となった者は、別添様式による契約書を取り交わすものとする。

10 その他

- (1) 本件については、契約保証金を免除する。
- (2) 見積合わせ参加者は、契約の有無にかかわらず、見積合わせ参加に要する一切の費用を負担する。
- (3) 本件調達では、電子調達システムで見積合わせまでの手続を行い、契約事務等（契約の締結、請求等）については、受注者と協議の上、電子調達システム使用の有無を決定する。
- (4) 見積合わせ参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。